

令和6年度「情報端末とのよりよい関わりに向けたアンケート」調査結果について

I 趣旨

「NPO 法人子どもとメディア信州」と長野県・長野県教育委員会が、児童生徒の情報端末の利用実態や保護者の認識を把握し、安全安心かつ積極的な利活用の推進にむけた検討資料とするため、令和2年度から本調査を実施している。

II 調査対象および有効回答数 (上段：アンケート回答数 下段：児童生徒数*)

調査対象	回答数 (人)	回答数の内訳 (人)			
	児童生徒数 (人)	児童生徒数の内訳 (人)			
小学生	46,939	3年生 11,308	4年生 11,748	5年生 11,851	6年生 12,032
	66,239	16,148	16,597	16,615	16,879
中学生	34,150	1年生 11,524	2年生 11,212	3年生 11,414	
	52,176	17,201	17,502	17,473	
高校生	7,870	1年生 3,003	2年生 2,715	3年生 2,152	
	49,647	16,598	16,714	16,335	
保護者	小 13,457	3年生 3,101	4年生 3,388	5年生 3,443	6年生 3,525
	中 8,876	1年生 3,049	2年生 2,992	3年生 2,835	
合計	児童生徒 88,959 人		保護者 22,333 人		

*児童生徒数については、令和6年度学校基本調査(速報)をもとに算出

III 実施時期および調査方法

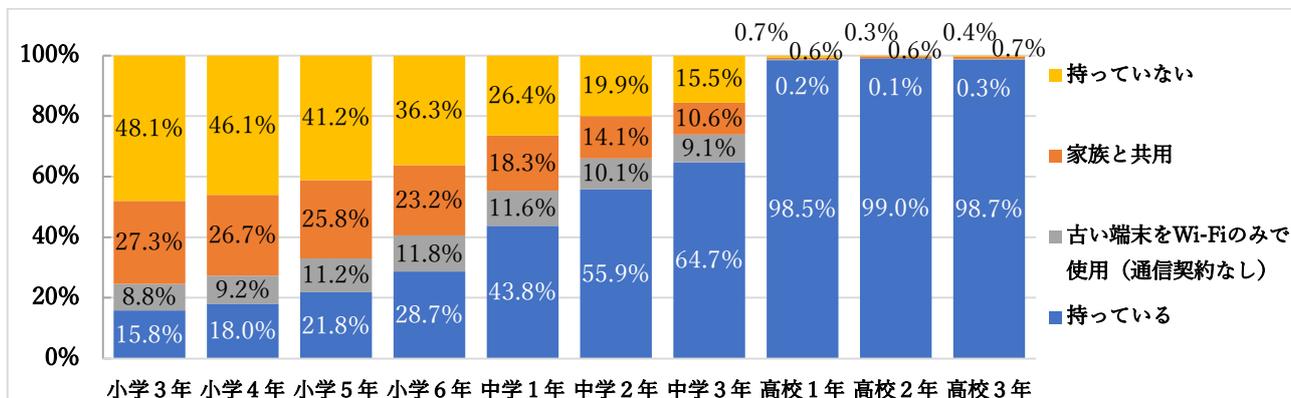
- ・児童生徒調査は5月～8月に各学校で1人1台端末からフォームに入力して回答
- ・保護者調査は6～7月に市町村教育委員会と学校を通じて協力を呼び掛け、所持する端末からフォームに入力して回答

IV 調査の結果 (%は四捨五入してあるため合計しても 100%にならない場合がある)

1 スマートフォンの所有状況と情報端末の使用時間、用途など

(1) スマートフォンの所有状況

① 令和6年度の所有状況



・小中学生の約1割が、通信会社との契約がない「古い端末をWi-Fiのみで使用」していることがわかった。

(2) 情報端末の使用状況

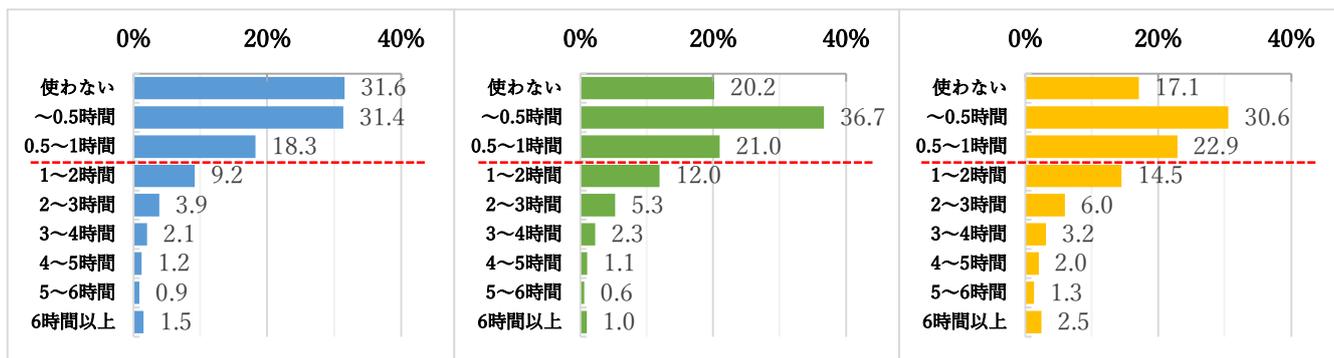
① 平日の使用時間

i 平日 学習での使用時間

小学生 (n=46,939)

中学生 (n=34,150)

高校 (n=7,870)

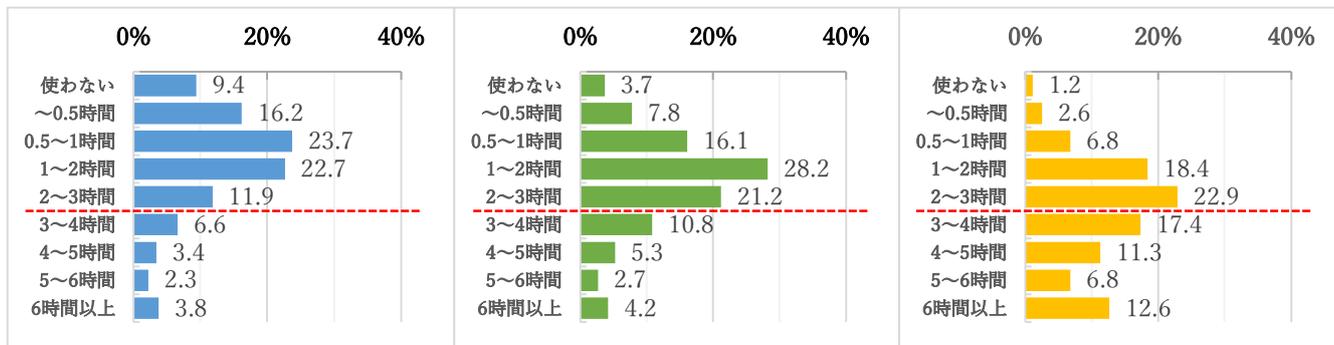


ii 平日 学習以外での使用時間

小学生 (n=46,939)

中学生 (n=34,150)

高校 (n=7,870)



・使用状況に経年変化はなく、学習に使用している時間が1時間未満(使用していないも含む)の児童生徒は、小中学生の約8割、高校生の約7割である。その一方で、学習以外で3時間以上使用している児童生徒は、小学生で1割強、中学生で約2割、高校生で約5割である。

【参考】

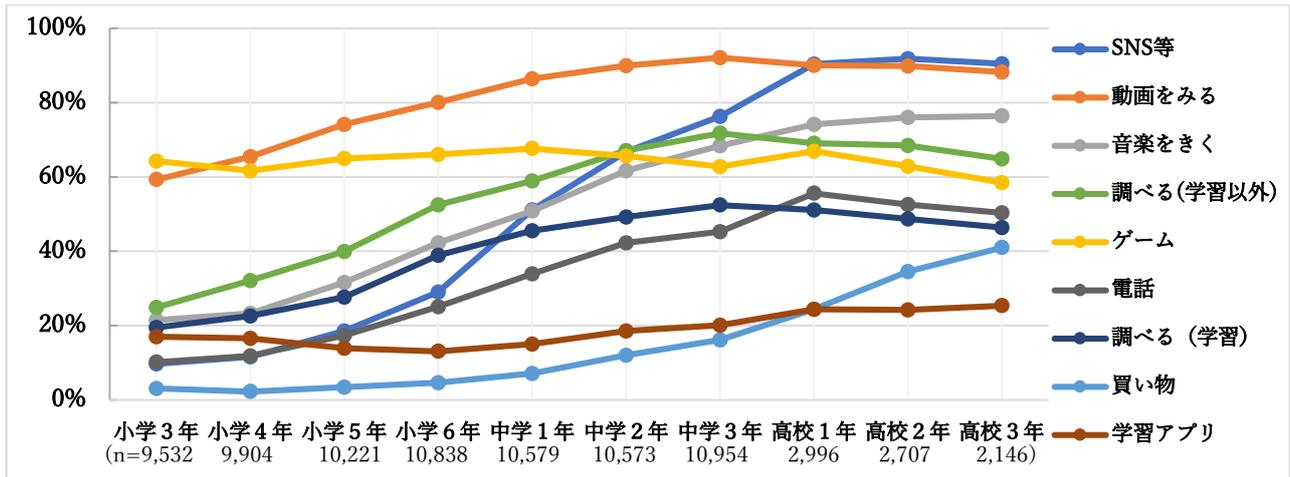
「テレビゲーム*」「SNSや動画視聴」を平日に1日3時間以上している児童生徒の過ごし方

*コンピュータゲーム、携帯式のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームも含む。

- 普段テレビゲームをする時間が1日当たり3時間以上であるグループ（児童生徒の約30%）は、1日当たり3時間未満のグループより勉強時間が短く、毎日同じくらいの時刻に寝ていないという傾向が見られる。
- また、小学校児童の約21%、中学校生徒の約32%が、普段1日当たり3時間以上SNSや動画視聴などをすると回答した。このような児童生徒の過ごし方についても、テレビゲームと同様の傾向が見られた。

引用：文部科学省 令和6年度 全国学力調査・学習状況調査の結果（概要）49 ページ

② 使用用途の状況 *複数回答



③ SNSアプリの利用年齢（利用規約・レーティング※）と使用状況 *複数回答

- …規約等による利用年齢
 - …アプリのレーティング（推奨年齢）
 - …利用年齢未満の使用
 - …学年内に利用可能、不可能が混在
- (単位：%)

	回答数	LINE	Instagram	X	TikTok	Facebook	BeReal	Discord	Tinder
利用年齢	—	12歳以上推奨	13歳以上	13歳以上	13歳以上	13歳以上	13歳以上	13歳以上	18歳以上
App Store	—	12+	12+	17+	12+	12+	12+	17+	17+
Google Play	—	3+	12+	12+	12+	12+	12+	12+	18+
小学3年	3,385	61.9	14.8	8.3	38.2	4.2	3.0	3.0	3.3
小学4年	3,485	68.6	12.6	7.1	38.4	2.3	1.1	1.9	0.9
小学5年	4,274	70.3	16.1	10.2	44.2	2.5	1.7	3.5	0.8
小学6年	5,545	72.6	20.6	16.2	49.7	3.2	2.5	6.2	0.7
中学1年	7,261	84.1	27.8	20.5	48.0	3.3	3.9	11.0	0.7
中学2年	8,374	87.4	47.0	27.9	52.6	4.3	7.4	15.0	1.1
中学3年	9,511	87.6	57.6	35.7	54.6	4.0	9.7	19.4	0.9
高校1年	2,968	97.6	73.0	45.1	52.0	3.0	20.8	21.1	1.0
高校2年	2,677	97.3	76.9	52.6	55.8	2.8	27.2	20.9	0.7
高校3年	2,116	95.9	74.3	55.3	55.0	3.4	25.5	20.9	1.3

※利用年齢とレーティングは2024年10月7日時点

保護者の管理下で使用できるアプリもある

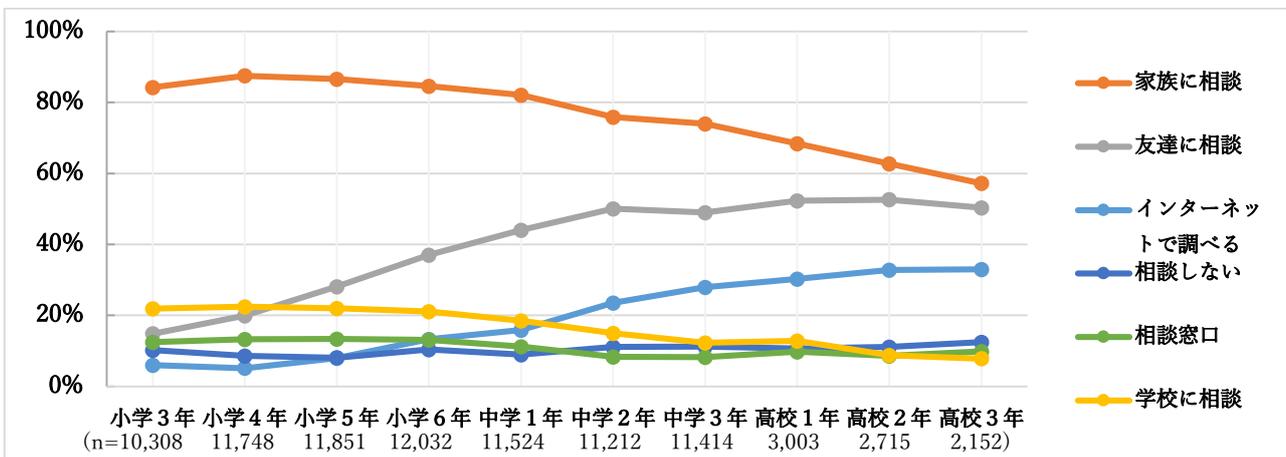
- ・情報端末の使用状況は、小学生では動画視聴やゲームが多く、学年とともに使用用途が多様化している。
- ・動画やゲームにはメッセージ機能を備えている場合がある。
- ・SNS の利用は学年の変化とともに増加し、小学3年生の約1割、中学1年生の約5割、高校1年生の約9割が使用している。
- ・使用しているSNSは(2)③の通りであり、アプリの利用規約やレーティングに関係なく使用している。
- ・高校1年生の4人に1人が情報端末を使って買い物をしている。

2 児童生徒と保護者の認識

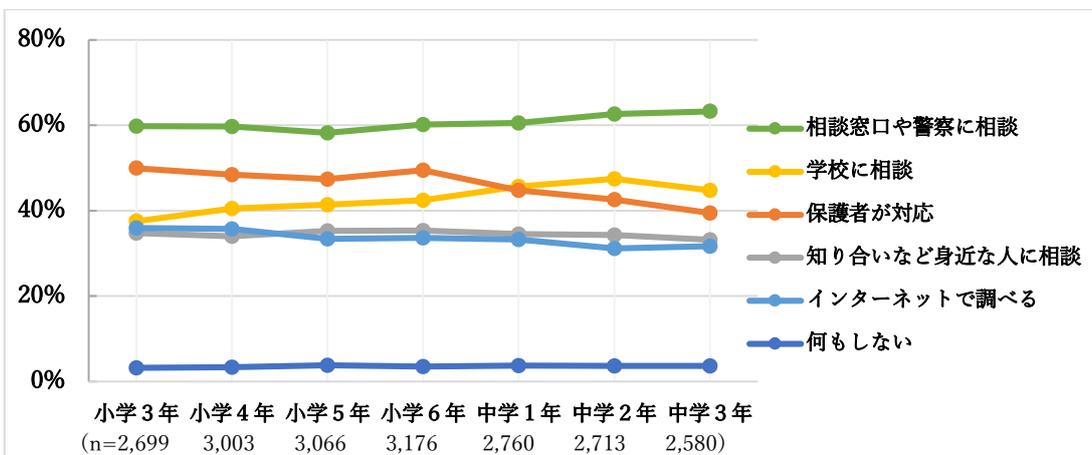
児童生徒は、情報端末を使うようになって「困ったことや心配なことは起きていない」、保護者は子どもに「トラブルは起きていない」とした回答が最も多い。その一方で、困っていることや実際に起きたトラブルとして、児童生徒は「メッセージ」「ボイスチャット」「課金」「アダルト広告」、保護者は「SNS等のメッセージ」「SNSでの悪口」「ボイスチャット」「画像や動画の掲載」などと回答した。

① トラブルが起きた時どうしたいか(どうしたか) *複数回答

・児童生徒



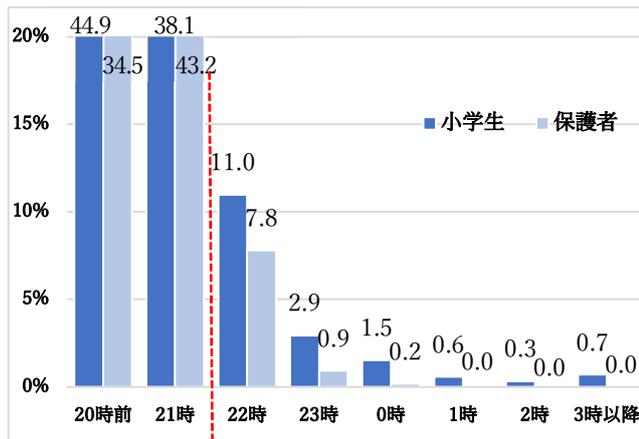
・保護者



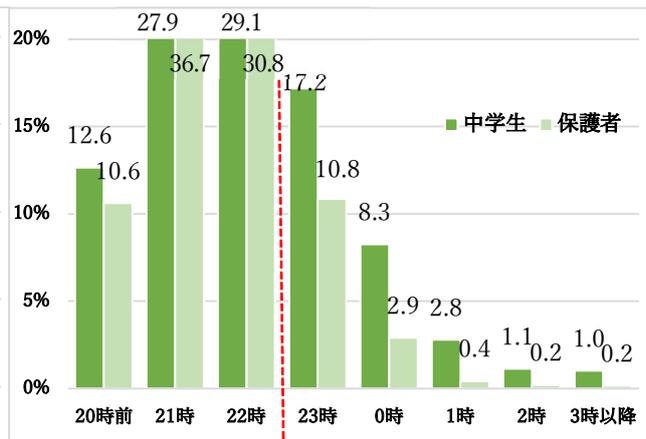
- ・トラブルが起きた際、児童生徒は学年に関係なく「家族に相談」とした回答が多い。また、学年の変化とともに様々な方法で解決しようとしており、保護者に相談するほか、「友人に相談」や「インターネットで調べる」とした回答が多くなる。児童生徒が「相談窓口」とした回答は少ない。
- ・保護者は、学年に関係なく「相談窓口や警察に相談」とした回答が多い。

② 児童生徒が何時頃まで情報端末を使用しているかと、保護者の認識

小学生

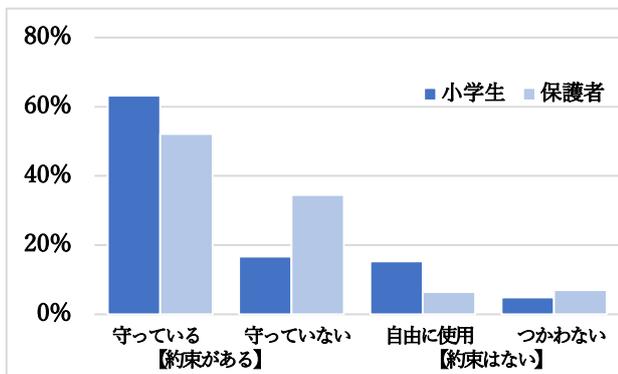


中学生

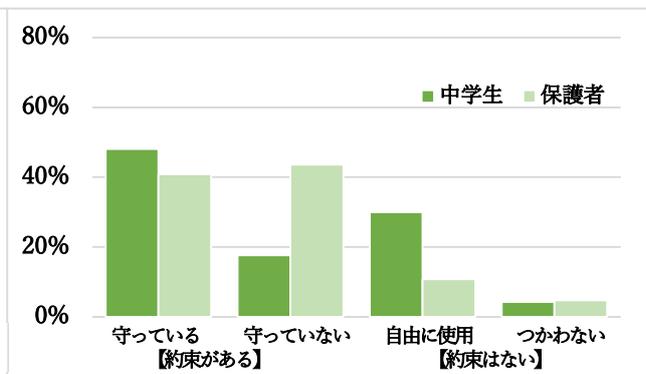


③ 情報端末の使用について家庭での約束があるか、また約束は守られているか

小学生



中学生



- ・使用時間について、小学生の22時以降、中学生の23時以降の使用について、保護者が把握していないことが推測できる。
- ・多くの家庭では情報端末の使用について約束があるが、「守られていない」と回答した保護者が多い。

3 保護者向けの学習機会について

① 保護者が知りたい内容

保護者が知りたい内容を複数回答で尋ねたところ、学年に関係なく「プライバシーの保護」「インターネット上のコミュニケーション」「セキュリティー」「インターネットの過度な利用」とした回答が多かった。

② 保護者が希望する形式

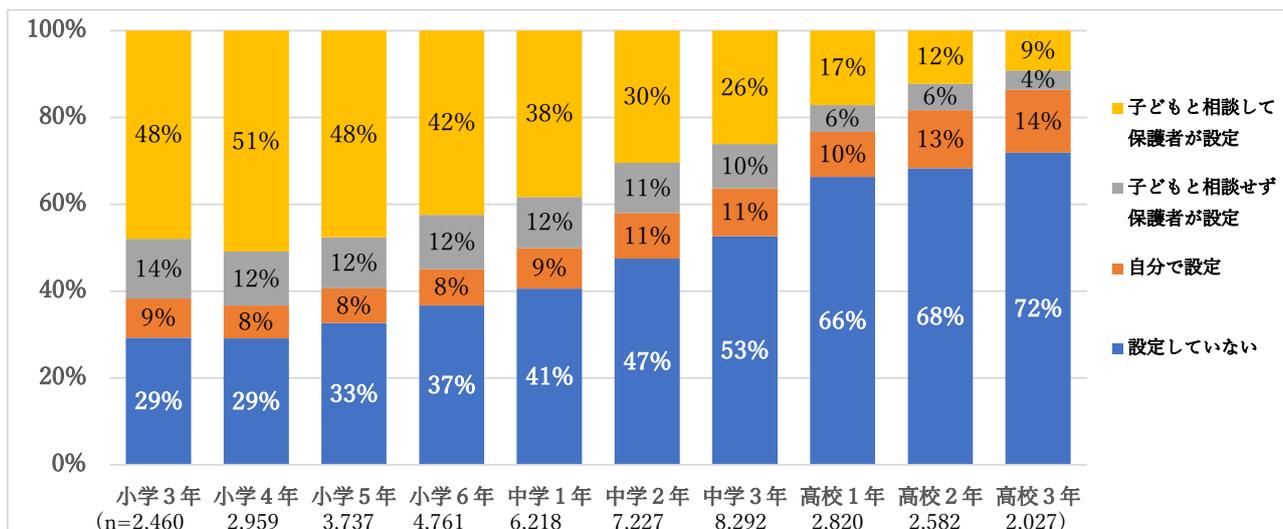
希望する学習形式について複数回答で尋ねたところ、「保護者と子どもと一緒に参加できる学習形式」とした回答が最も多かった。

③ 保護者はどのように情報を得ているか

情報端末の使用についてどのように情報を得ているかを複数回答で尋ねたところ、「同世代の子どもを持つ友人」「インターネットの情報」とした回答が多く、学年の変化とともに「学校で行われた保護者向けの講演会」とした回答が増えていた。

4 ペアレンタルコントロールの状況

① 「自分専用スマートフォン」及び「古いスマートフォンをWi-Fi接続で使用している」と回答した児童生徒のペアレンタルコントロール（時間制限、フィルタリング等）設定状況



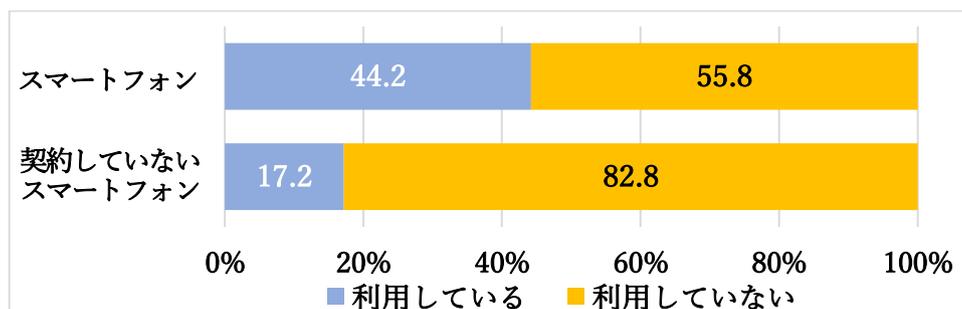
・自分専用として使用できる端末の所有状況とペアレンタルコントロールの設定状況を学年別に集計したところ、小学生の約3割、中学生の約5割、高校生の約7割で設定していないと回答した。

○ペアレンタルコントロールのできることの例

- ・端末使用時間の確認と制限
- ・アプリインストールの制限
- ・アプリ使用時間の制限
- ・連絡可能範囲の制限
- ・プライバシー（位置情報等）の制限
- ・課金の制限
- ・不適切内容の制限
- ・ウェブサイト（成人向けサイトや有害情報サイト）の制限
- ・ゲーム環境（友達追加、メッセージ）の制限
- ・検索の制限

【参考】

① フィルタリングの設定状況（全国）



出典：こども家庭庁 令和5年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」報告書より作成

② SNSに起因する事犯の被害児童のうち、フィルタリングの有無が判明した被害児童の内訳（全国）



出典：警察庁「令和5年における少年非行及び子供の性被害の状況」より作成

V 今後の取組について

1 取組の方向性

平成20年に施行された青少年が安全に安心してインターネットを利用できる整備等に関する法律では、保護者の責務として、「インターネットの利用を適切に管理すること」と、「インターネットを適切に活用する能力の習得の促進」が明記されている。

SNSに起因する性被害等は深刻な状況であるが、利用規約等に関係なく小学生からSNSアプリを使用している実態がある。スマートフォン使用年齢の低年齢化が進んでいる中で、性被害を含むインターネットのトラブルから児童生徒を守るためには、『ペアレンタルコントロール』の設定が有効である。児童生徒にスマートフォンを与える、使わせる保護者の責任として、ペアレンタルコントロールの設定を促す必要がある。

2 具体的な取組

(1) 情報モラル向上

- ペアレンタルコントロールの設定を推奨するチラシを作成し、小中学生と保護者に配付
 - ・「長時間使用」「深夜の使用」「SNSの使用」「不適切サイト閲覧」など、児童生徒と保護者が抱える問題の多くはペアレンタルコントロールで改善するため、設定を促すよう周知する。
- 地域における情報モラル向上支援事業について周知
 - ・保護者は「保護者と子どもと一緒に参加できる学習形式」を望んでいることから、「地域における情報モラル向上支援事業」の取組について関係団体を通じて促していく。
- GIGA ワークブック信州の利活用促進
 - ・児童生徒が情報モラルと情報活用能力を身につけるための教材である「GIGA ワークブック信州」の内容を更新するとともに、教職員向けの研修会を引き続き開催していく。

(2) 性被害の予防

- 信州ネットトラブルバスターズの周知
 - ・トラブルの発生時に適切な窓口にご相談できるよう、「信州ネットトラブルバスターズ」の活用を促す。
- 子どもの性被害防止教育キャラバン隊の実施
 - ・端末所有、SNS使用が低年齢化していることから、「子どもの性被害防止教育キャラバン隊」を引き続き実施していく。

【参考】

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律から一部抜粋

(平成二十年法律第七十九号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的とする。

(保護者の責務)

第六条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

2 保護者は、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。